

「三番瀬ミーティング」(H25.9.14開催)

会 議 録

日時：平成25年9月14日(土)

午後1時30分から午後4時20分まで

場所：船橋市浜町公民館講堂

1. 開 会

事務局：定刻となりましたので、ただいまより『三番瀬ミーティング』を開催いたします。はじめに、千葉県環境生活部、小倉三番瀬担当部長から御挨拶申し上げます。

小倉三番瀬担当部長：皆さん、こんにちは。千葉県の環境生活部三番瀬担当部長の小倉でございます。本日は、多くの皆様に三番瀬ミーティングに御参加いただき、誠にありがとうございます。

また、専門家会議の委員の皆様にも、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。三番瀬ミーティングの開会にあたり、皆様への御挨拶を兼ねまして、まず、本日のミーティングの趣旨について、簡単に御説明させていただきます。

このミーティングは、平成23年度から開催しており、今回で通算4回目の開催となります。

地元住民の方々をはじめとした皆様から広く意見を聴く場として、また、御参加いただいた皆様が、様々な立場や考えから御発言いただき、お互いの理解や共通の認識を深め合うことによって、三番瀬の再生への取組の輪が広がっていくこと、そういうことを期待して、開催させていただいているところでございます。

本日のミーティングでは、まず第一部としまして、三番瀬専門家会議委員の水産総合研究センター中央水産研究所の市川先生から、江戸前の魚をテーマに御講演をさせていただくことになっております。

また、第二部の意見交換会では、県からの報告のほか、参加者の皆様方による意見交換を行うこととしております。

本日の三番瀬ミーティングが、私ども県だけではなく、本日この会に参加された全ての方々にとっても意義深いものとなることを期待しております。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

2. 第一部 講演

事務局：ありがとうございました。

それでは、さっそく第一部 講演へ入らせていただきます。

講演のテーマは「江戸前の魚は今 ～東京湾の再生を目指して～」です。

講師の、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所 海洋・生態系研究センターモニタリンググループ長 市川 忠史様を御紹介いたします。

市川先生は、1989年に水産庁東海区水産研究所に入所され、2002年に組織改変により現在の独立行政法人となりました研究所で、海洋の水産資源に関する研究を続けてこられ、現在は海洋・生態系研究センターモニタリンググループ長として、海域の化学・物理環境や生物のモニタリングにより、漁場や海況の予測精度向上、地球温暖化の影響評価等に取り組まれております。

また、平成23年度から三番瀬専門家会議委員として専門家の立場から、主に水産について、三番瀬再生に関わる助言をいただいています。

今回は、「江戸前の魚は今 ～東京湾の再生を目指して～」と題し、講演をいただきます。

それでは、よろしく申し上げます。

講演：「江戸前の魚は今 ～東京湾の再生を目指して～」

講師：独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所 海洋・生態系研究センターモニタリンググループ長 市川 忠史氏

(講師講演後)

事務局：先生、どうもありがとうございました。

せっかくの機会でございます。ただいまの講演につきまして、皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。御質問等がございましたら挙手をいただければと思います。よろしく願いいたします。

はい。今マイクをお持ちします。

参加者：羽田沖の土砂の捨て場ということで、山のような形がでてきましたけれども、そういった場合の土砂はどこから持ってきたのでしょうか。

市川講師：もとは東京湾の埋め立てに使う土砂に利用するため多分周辺の山から切り崩して持ってきたものだと思いますが、たまたま埋め立てに使うためにそこに一時的に

ためておいたものです。ためたことで浅場ができれば魚がついたという事例です。

今、同じようにする、という訳ではありませんが、こうした浅い場所をつくることで魚とか他の生物にとっても避難場所的な環境ができる、そういう一例です。これはやろうとしてやったことではなくて、たまたまそう事例があったということで紹介しました。

参加者：二日前も青潮が出ていました。三番瀬でも魚が死んでいました。そういうことで、最初に小さく試験をやっていただければいいのかなと思いました。

市川講師：こういった問題は水産の立場だけでは解決できないです。さまざまな立場の方がちゃんと話を進めていく必要があります。そうした意味で三番瀬はいろいろな方が入って議論していてとてもよいと思いますが、もっと沖の方、あるいは大規模に対策を進める場合は一つの省庁だけではなく、省庁や自治体も含め国全体で取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

事務局：どうぞ。

参加者：一点お聞きしたいのですが、青潮の話になっているんですが、青潮の発生状況の調査はしているんだけれども、青潮の発生回数を減らすという事業はどのように東京湾でされているのか。調査はしているけれども回数は減らない。穴があるからだというなら穴を埋めればいいのか。東京湾から、夢の島というか、掘っている土を毎年お金をいただいて千葉県に埋めている。これがどれだけ青潮の対策になっているのか、漁場の回復になっているのか。この点については東京湾全体としてどのように考えているのでしょうか。

市川講師：東京湾で観測したデータを持っているわけではありませんので正確なお答えはできないのですが、先ほど言いましたように環境を壊すことは簡単ですが元に戻すためには非常に時間と労力が必要です。おそらく、貧酸素が進んで硫化物が出てきて、それが溜まって風が吹けば浅場に出てくるわけです。元の環境に戻すためには時間がかかりますし、一部だけ対策をしても効果は見えないかもしれません。それはやはり長い目で見ていかなければいけないと思います。全然効果がないことはないと思います。やっていくことで当然改善していくこともあるでしょうし、海の環境は年々の大きな変化がある訳ですので、1年、2年の変化だけでは分からないことも多いと思います。それから、東京湾ではないですけど三河湾で同じような穴埋め事業をやって、改善されているという事例もありますので、今やっていることは決して無駄ではないと思います。青潮の原因はやっぱり底の方に貧酸素になるよう

な場があるということです。そういうところをなくしていくということは、たとえ小さな努力であっても決して無駄ではないと考えています。

参加者：埋めているのが無駄だという訳ではなくて、一般的にいろんな説があるにしても、青潮というのは貧酸素水塊が穴にたまっているので風が吹いたときに出てくると言われていて、お金をもらってまでして砂で埋めているんだったら、もっと本気になって、もらったお金を全部使っているわけではないんですよね、ほんの一部しか使っていないんです。だったら、本気になって、東京湾全体で、千葉県だけではなくて東京も含めて、青潮対策をどういうふうに行っているのか、やっていると役に立たないのではなくて、少しは役に立つんだろうけどそんな中途半端なやり方でいいのかな、ということで、もう少し、どういう考えがあたりになるのかな、ということを経験者の立場から分かったらお教えいただきたいということです。

市川講師：先ほど言いましたように、効果があった事例ありますので、もし東京湾全体でそういう取り組みができるのであれば、それはよい方向に向かうことになると思います。ただ、進めるにあたっては多くの問題があるでしょうし、そこは、一つずつ解決をしていかなければいけないと思います。三河湾は愛知県だけです。県内で合意が得られればそれで進められたわけですが、東京湾の場合は、千葉県、東京都、神奈川県と複数都県が関わりますし、さらに多くの自治体がかかっていますので、そうした状況で意思の統一をすることは難しいことだと思います。

効果については、それをきちんと検証していく研究を進めることが必要だと思います。今は計算機の処理能力があがって数値モデルを使った解析も進んでいますので、きちんと解析して、どこから埋めていったらいいのか、あるいはどういう形で埋めていけば効果があるのか、というのはいろんなデータを集めて検証していくことが必要かだと思います。一度にやらなくても、効果があるようなやり方というのも、おそらく研究の立場から提案することもできるかもしれません。そのところはまだ研究が進んでいるわけではありませんが、将来そういうことができる可能性があると思います。

事務局：恐れ入ります。時間の関係で、時間が超過しておりますので、第2部の意見交換でも御発言していただける機会がございます。差し支えなければ、そちらの場のほうで御質問をいただければと思います。一部につきましては時間の関係で恐縮ですが終了させていただきます。

次第のほうには休憩ということで2時15分から30分までとさせていただきますが、現在の時間が25分を過ぎています。第2部の意見交換会を2時40

分から再開したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

3 第二部 意見交換会

事務局：ただいまから、第二部意見交換会を始めます。はじめに、意見交換会でのお願い事項をいくつか申し上げます。

まず、司会役の進行に沿って、御発言いただくようお願いいたします。なお、発言の際には必ず、冒頭に発言者御自身の氏名をお名乗りいただくよう御協力をお願いいたします。

また、できるだけ多くの方々に御発言いただけるよう、趣旨を簡潔にまとめて、お一人様3分以内となるようお願いいたします。発言の際には、担当がお席にマイクをお持ちしますので、会場のほかの皆様によく聞こえるよう、マイクを口元に近づけてお話しください。発言に当たっては、三番瀬の再生という目的に沿って御発言いただき、他の個人や団体を誹謗・中傷するような発言は、お控えくださるようお願いいたします。

なお、本意見交換会においては、発言や資料等は公開とさせていただいており、後日、会議録等をホームページ等で公開いたしますので御承知下さるようお願いいたします。

それでは、意見交換会の司会進行は、小倉三番瀬担当部長にお願いしたいと思います。小倉部長、よろしくお願いいたします。

小倉三番瀬担当部長：それでは、私の方で三番瀬ミーティング第二部の意見交換会の進行を務めさせていただきます。皆様、しばらくの間、円滑な進行に御協力いただけますよう、お願いいたします。

まずは、県からの報告事項が二つありますので、県から報告をお願いします。一つめの「市川塩浜2丁目護岸（残された200m区間）の整備」について、お願いします。

河川整備課：河川整備課の松本でございます。それでは、説明をさせていただきます。塩浜2丁目地先については、おかげさまで順調に護岸の整備が進捗し、今年度末に約900m区間が完成する予定です。塩浜2丁目地先の護岸の残り200m区間についても、老朽化が著しく早急な改修が必要なことから、引き続き来年度から護岸改修に着手したいと考えています。

これまでの経緯について御説明させていただきます。本護岸の後背地に市川市の所

有する土地については、自然環境学習の場の計画がございまして、生物生息場、自然環境学習の場の創出を図るべく、陸、海岸、海と一体となって、検討を図ることが求められています。

これまで、県の会議であります、『三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会』にて検討が図られてまいりましたが、結論には至りませんでした。

200m区間の護岸は、今年度完成する護岸と同時期の昭和48年頃に竣工したものであり、老朽化が著しい状況です。また、市川市のまちづくりの進捗などから、平成28年から29年度の完成を目指す必要があることから、来年度から工事に着手したいと考えております。

それでは資料1のシート1を御覧ください。検討の進め方についてでございます。陸、海岸、海と一体となって検討を図っていく予定であり、陸、海岸、海についてそれぞれを所掌する会議がございますので、連携を取りながら進めていきたいと考えております。

続きましてシート2を御覧ください。自然再生の実現については、自然再生実現化委員会で検討が図られてきたところです。

自然再生実現化委員会では様々な意見をいただいたところですが、技術的にこれが実現可能か、と言う部分については検討がなされておりましたので、事業実施に当たっては、まず技術的な制約条件に絞って、検討を進めております。

技術的な制約条件については、資料左上段の『護岸設計の前提となる制約条件の整理』の欄を御覧ください。

主なものとしては、

1. 護岸は自然石で緩勾配を基本とします。直立護岸やコンクリートブロックの被覆は考えておりません。
2. 景観等の観点から、施工中の900m区間と同様に、シート2の右下の横断図のとおりですが、胸壁を設けず、マウンド整備とします。
3. 市川市のまちづくり計画と整合をとります。

それから、6. 行徳湿地からの暗渠管については、高さは変えない。暗渠管は行徳湿地と海水交換に利用されていますので、高さの変更はできません。

最後に、環境学習の場の創出については、満潮時でも水没しない高さとし、自然環境学習や自然再生を図るためには、満潮時でも水没しない高さが必要だということで、実現化委員会で整理されております。

続きましてシート3と4を御覧ください。

以上を制約条件としまして、平面図・横断図にしたものがこのような図になります。シート3の湾曲案ですが、防護を図るためには、護岸及びマウンドが必要で、それが陸側に大きく入ることから、自然再生に使える面積が約0.1haとかなり少なくなります。

なお、満潮時に水没しない高さとして、緑の三角の部分で $AP + 3\text{ m}$ としており、海底の高さが $AP - 1.0\text{ m}$ 程度ですので、高低差が 4.0 m もあり、これを抑えるために護岸が必要となり、自然な状態での連続性の確保が困難です。

また、行徳湿地からの暗渠管から導水を図る計画がありましたが、暗渠管の敷高が $AP + 0\text{ m}$ となっており、高低差が 3 m ありますので、自然な状態での導水は不可能となります。

シート4の直線案についても、同様の条件で検討したのですが、この場合は護岸が湾曲案と比較して短く、また内陸に入り込まないので、自然再生に使える面積が 0.5 ha 程度となります。

これらの結果をまとめたものが、シート2の中段の表になります。

コストは、現時点で湾曲案が 10.5 億に対して、直線案が 6.9 億円と約 1.5 倍となっています。

自然環境学習の機能を比較しますと、どちらの案も当初検討されていたような、自然に近い状態での再生については、高さなどの関係から実現は困難であります。

両案とも工夫の余地はあるとしても、コスト、自然再生面積、利用面、維持管理の面から、直線案が有利であり、優位性は動かないものと考えており、直線案を事務局案として検討を進めていくことについて、護岸整備懇談会並びに専門家会議にて助言をいただいたところでございます。

護岸整備懇談会においては、コスト、周辺環境への影響、維持管理、背後地のまちづくり計画などとの整合から、直線案で整備を進めるのが妥当であるとの御意見をいただきました。また、専門家会議においては、工夫の余地があるが、直線案をベースに、バリエーション構造として、工夫していくのが現実的ではないかとの意見をいただいたところでございます。

事務局としましては、今後、直線案をベースに、平成28年度から29年度完成を目指して詳細な検討を進めていきたいと考えていますので、この後の、意見交換時は自由な御意見をいただきたいと考えております。以上でございます。

小倉三番瀬担当部長：報告事項を続けてさせていただきたいと思っております。続いて、新事業計画評価（案）及び（仮称）第3次事業計画骨子（案）について説明をお願いします。

環境政策課：環境政策課の柚澤でございます。説明させていただきます。資料は、資料2、資料3と書いてあるものです。ご確認いただきたいのですが、乱丁のものが入っているようで、資料2のほう、一番裏の紙が真っ白じゃない方いらっしゃいますか。何か書いてあるものは印刷ミスですのでお取り換えします。そういう方いらっしゃいますか。今取り替えますので少々お待ち下さい。

申し訳ございません。それでは説明に入らせていただきます。

県では千葉県三番瀬再生計画の基本計画というものと事業計画というものを策定しています。事業計画は県が実施する事業について詳細に記載した計画なんですけれども、現在は「新事業計画」という名前で策定しております。この計画の期間が平成23年度から3年間ということになっていまして、23、24、25と、今年度が新事業計画の期間の最終年度に当たることになります。そこで、次年度以降どうするかということなんです、次年度以降も同じように新しい事業計画を策定していこうと考えています。こちらのほうが、仮称ですが第3次事業計画ということで、これから策定していこうと計画しています。今回御報告させていただくのは、今の計画「新事業計画」の3年間、2年と5ヶ月くらいしかたっていないんですが、その分の評価の案を御報告することと、次年度以降の（仮称）第3次事業計画というものをこんな感じで作っていきますよ、ということをお報告させていただきます。10分程度で説明させていただきます。

それでは資料2を御覧ください。こちらが、現在行っています事業計画「新事業計画」の評価の案でございます。新事業計画自体は今年度の3月末までが計画期間でございますので、最終的な確定という意味では今年度末ということになりますが、第3次計画にこちらの事業の反省等を活かさねばなりませんので現時点でいったん取りまとめたということです。

1枚めくっていただいて、目次を御覧下さい。詳細を説明しますと30分でも終わらないので、どういう作りになっているのかについて簡単に御説明いたします。

1番として「三番瀬再生計画（新事業計画）評価」と書いてございます。こちらが評価の総括に当たります。

2番目に「三番瀬再生計画（新事業計画）節評価」と書いてございます。新事業計画というのは、1節から12節まであり、節ごとにそれぞれの事業を立てておりまして、節に対する目標の評価というのを最初に記載しています。それが1番から12番まであります。

3番目に、「三番瀬再生計画（新事業計画）事業評価」と書いてありまして、27ページ以降ということになりますが、各節にぶら下がっている事業をそれぞれの個票というか、事業ごとの評価が記載されています。そういう順番で掲載しています。

それでは目次をめくっていただきまして、ページで言うと8ページ目を御覧ください。こちらが三番瀬再生計画（新事業計画）の評価の総括的な部分になります。

少し読みますが、三番瀬再生計画（新事業計画）では、構成する節ごとに目標を定め、様々な事業に取り組んできました。

各節の目標に対し、「第3節 漁業」及び「第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組」では概ね達成され、「第1節 干潟・浅海域」などの節が部分的に達成されました。「第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登

録促進」ではほとんど達成されていない、という状況です。これが各節の評価の状況でございます。

各事業の評価になりますと、全部で34の事業がありますが、概ね達成されたという事業が21事業、部分的に達成された事業が9事業、ほとんど達成されなかった事業が4事業となります。

各事業をみると、護岸の整備など順調に進んでいるものや、干潟的環境の形成など慎重な検討を要するものがあり、事業により進捗状況等が大きく異なっているという状況です。

今後は、各節の評価及び各事業の評価で整理した「現状と課題」を踏まえ、「今後の方向性」に基づき、引き続き三番瀬の再生・保全に向けて取り組んでいきます、とさせていただきます。

1枚めくっていただいて、2ページ、3ページ目を御覧下さい。こちらが、いわゆる星取表で、各事業の評価一覧及び各節の評価一覧です。評価の方法なんですけれども、3ページの右下の方に記載しております。こちらが、前回事業計画を評価したときの評価の方法と同じ方法でさせていただきます。方法の是非はいろいろあるかもしれませんが、前回と同じ評価手法を採用させていただきます。

各事業の評価方法につきましては、目標に対して、あまり数値目標はないのですが、目安として概ね70%超達成したものを「概ね達成された」、「ほとんど達成されなかった」を30%未満のもの、その間の30から70%を「部分的に達成された」としています。そういう目安で各事業ごとに評価をつけています。

各節の評価につきましては、「概ね達成された」という評価は、その節にぶら下がっている事業の評価が全て「概ね達成された」となった場合にその節は「概ね達成された」というふうにしておりまして、逆に「ほとんど達成されなかった」という場合は、各節にぶら下がっている事業が全て「ほとんど達成されなかった」である場合に「ほとんど達成されなかった」としています。例えば第3節は各事業が全て「概ね達成された」となっていますので節の評価も「概ね達成された」としています。また、あまりいい例ではありませんが、第10節ですと、2つの事業がありまして、「ほとんど達成されなかった」という事業2つですので、節としても「ほとんど達成されなかった」としています。

ページをめくっていただきまして、5ページ目以降は、「三番瀬再生計画（新事業計画）」の節の評価になります。5ページから各節ごとに各節の目標に対する結果と現状と課題、今後の方向性について記載しています。7ページを御覧ください。内容についてはひとつひとつ説明すると時間がありますので、どういう構成になっているのかについて御説明させていただきます。

一番目は「第1節 干潟・浅海域」に対する節の評価です。節の目標というのが一番最初に書いてございます。これは3年前に新事業計画で設定した目標というこ

とになります。そのつぎに予算が各年度ごとに書いてあり、次に実施結果というのがございます。

実施結果については、ぶら下がっている各事業の結果になります。第1節は「干潟的環境（干出域等）の形成等」の結果、それから「行徳湿地再整備事業」の二つがぶら下がってしまっていて、その結果のダイジェストが記載されています。

その次に評価が記載されています。その下に、基本計画を踏まえた第1節の現状と課題を記載しています。この現状と課題の中身ですが、1番上の3行のところに基本計画の目標を記載してしまっていて、その下に各事業の現状と課題、それから今までに実施してきた事業の現状と課題を記載しています。

一番最後に今後の方向性という欄がありますが、こちらは現状と課題を踏まえた今後の方向性についてまとめて記載をしています。

8ページにいきますと第2節ということで生態系・鳥類があります。同じように12節まで続いています。23ページまでありまして、27ページを御覧ください。

25ページ以降というのが、最初に申しあげました、個票の各事業評価になります。27ページですね、こちらが第1節にぶら下がっている事業の個票の評価でございます。こちらと同じような構成になってしまっていて、一番最初に計画内容、予算があって、実施結果となっています。先ほどの節の結果はこの結果のダイジェストが載っていると御理解下さい。それから評価が載ってしまっていて、28ページを見ると現状と課題、今後の方向性というのが記載されています。

あと、29ページ以降は同じように各個票が載っておりますので、内容については割愛させていただきます。

それでは資料3の方の説明をさせていただきます。

今見ていただいたのは現在の評価の案ですけれども、この評価を踏まえてこれから作っていかうというのがこちらの（仮称）第3次事業計画の骨子（案）でございます。簡単に一言で申し上げますと、現在の事業計画と同じような構成、スタイルで作るとというのがこちらの骨子の案でございます。

計画の位置付けと計画期間ということで一番最初に書いてございますが、下の3行ですね、「本事業計画は、これまでの事業の実績等を検証・評価したうえで、引き続き基本計画の目標の実現に向け、平成26年度～28年度の3年間で取り組んでいく事業を取りまとめたものです」、ということで、平成26年度～28年度の3年間の事業計画を作りたいと考えています。

1枚めくっていただきまして、その次に事業計画の構成と書いてありますけれども、こちらのほうは図を見ていただくとよくわかると思いますが、真ん中のあたり、第1節から第12節までずらりと並んでいます。この節ごとに各事業をひもづけて取りまとめていきますよということを、ここでは言っています。ですので、形としては今の計画と同じ形をとりますよ、ということです。

その次のページは各節の構成例ということで、第1節を例にとって構成例を示しています。こちらは今の事業計画を踏襲するような形で書くということで、第1節を例にとりますと、最初に基本計画の目標を記載しまして、その次に現状と課題を記載、それから目標、そのあとにその節にぶら下がる事業を記載していくと、言う形で考えています。この節にぶら下がる事業というのは、現在庁内で調整中でして、今後策定していきます。それから、今作成している評価を踏まえて事業を組み立てていくということになります。

スケジュールですが、これから第3次事業計画を策定していきまして、今年度末までに計画を策定したいと考えています。それまでにもう一度皆様方に御意見をお伺いする機会があるかと思えます。具体的にはパブリックコメントと、もう一度三番瀬ミーティングをやることとなります。12月から1月頃になろうかと思えますが、御意見をいただくこととなりますので御協力をお願いいたします。

報告は以上です。

小倉三番瀬担当部長：報告を2ついただきました。報告は以上ですけれども、前回のミーティングで回答しきれなかったものについて、皆様に御報告するものがあれば事務局のほうからお願いします。

環境政策課：三番瀬再生を担当しています環境政策課の入江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本年3月23日に開催しました三番瀬ミーティングの際に、御意見を頂戴いたしました。観光の面からラムサール条約の登録を促進させてはどうか、という御意見を頂戴いたしまして、その場でなかなか回答ができなかったということで、持ち帰りまして、この御意見について県の観光担当部局に主旨を伝えました。

観光担当部局としては、三番瀬は現在も潮干狩り等で活用されており、ラムサール条約の登録の有無に関わらず、県内に残された貴重な干潟を有する観光資源の一つである、という認識はしております。ラムサール条約の場合、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地を保護することを主目的としているものですが、登録に当たっては必要に応じて観光担当部局とも連携・調整を図ってまいりたいと考えております。以上です。

小倉三番瀬担当部長：はい。ありがとうございました。それではですね、これから先ほど御報告させていただいた2件の内容、また、第一部の市川先生の講演について、御質問等、まだ伺い切れなかった部分もあるかと思えます。また、それ以外についても御自由に発言をしていただこうと思えます。なお、冒頭でもお願いをしたわけですが、発言をされる際にはですね、氏名をお名乗りいただくこと、それから、限ら

れている時間の中で進行を進めさせていただいておりますので、お一人様3分以内でぜひお願いしたいと思います。それから、特に御質問される方は、何を御質問されるのか、質問を受ける立場の方がきちんとお答えできるように、質問の要旨を分かりやすくお伝えただけであればありがたいと思いますので、そういった形で進めさせていただきたいと思います。それでは発言されたい方いらっしゃいますか・・・では。

参加者：船橋市の田久保といいます。2丁目の最後の200mの環境施設を含めた整備の場所についてですが、以前出された再生計画案の101ページには、現在の護岸を撤去し防護ラインを施設敷地の背後に回すこと、としています。そういうイメージ図も出ていました。それを否定するような、湿地再生のところが3m、それでは湿地ではなくてただの草原にしかありませんし、ぜひとも、三重県の英虞（あご）湾では干拓地を湿地に戻しています。そういうふうには先駆的に千葉県は埋め立て地をセットバックして、少なくとも満潮時に潮がかぶるような、そうしなければ淡水が入らないと浅場もできません。そういう場所をぜひとも作ってほしい。千葉県が先駆的にそういう事業に取り組んでほしい。以上です。

小倉三番瀬担当部長：ただいまの御発言については、今日ひとつめの報告事項に対して、最終的には直線案でということをお県の担当部局が説明したところですけど、それに対して再生計画案での議論の経過ですとか、他県の三重県のお話がありましたけれども、そういった事例もあるということで、湿地をつくるような案でぜひ対応していただきたい、という御要望を兼ねたお話がありましたけど、事務局から何かありますか。

河川整備課：河川整備課海岸砂防室の水垣といいます。今、湾曲案では高さ3mで、もっと低く、ということでしたが、今まで、三番瀬再生実現化検討委員会で、高潮の時でも土地が守られるようにということで、AP+3mの高さは確保しましょうと、今までの検討で決まっています。その検討結果をまとめまして、湾曲案と直線案で説明しましたが、湾曲案の方ではAP+3mの高さとしています。

小倉三番瀬担当部長：ただいま県の事務局から説明があったとおり、AP+3mの高さにすると、高潮時にも土地が守られるということで、これまで検討した結果として、湾曲案ではなく直線案で、という結果が県の考え方で、これで進めようとしているわけですが、よろしいですか。

それでは、その点についてはいろいろ皆さん御意見あるかと思いますが、県が護岸整備懇談会ですとか専門家会議での議論を経て、現時点では直線案で、と

ということで本日御説明させていただきましたが、それに対して、そうではなくて、という御意見をいただきました。そういったことを踏まえて、さらに検討を進めていきたいと思えます。

それ以外に御質問等がある方はいらっしゃいますか。

参加者：細田と申します。質問を2点させていただきます。まず1点は、つい最近行われた漁場再生連絡協議会の中で、平成24年度の覆砂の土砂を君津から持ってきたということがありましたけれども、具体的には君津のどの辺から持ってきたのか、がまず一つ。

2番目は、資料3の2ページ目で下の方で、干潟的環境（干出域等）の形成等ということで、これを計画されているということですが、この場合は大量の土砂が必要になると思えますが、この土砂は具体的にどこから持ってくるのか、なるべく具体的に教えてください。

小倉三番瀬担当部長：はい。それでは御質問を2点いただきまして、まず1点目は漁場再生連絡協議会の中で、平成24年度に覆砂した君津から持ってきた土砂は、具体的に君津のどこから持ってきたのか教えていただきたいということでございます。まずそこからお答えいただけますか。

漁業資源課：漁業資源課の大和と申します。君津の山砂ということで、産地の具体的な名称は、一般的に供給されている土砂で、ちょっと今は失念してしまっています。君津産で販売されている山砂を購入してきて漁場に覆砂をしたということです。

参考に平成23年度、平成24年度と、漁場の改善という取り組みで覆砂をしています。23年度については市川航路を浚渫した際の土砂をいれたということで、それとの比較の意味で君津の市販されている山砂を購入して24年度にやってみたわけ。産地名までは頭の中に入っていないので、そういうことでお願いします。

小倉三番瀬担当部長：君津の市販されている山砂ということで、具体的な地名までは持ち合わせていないということですから、これについてはそういう回答で御了承いただければと思います。続いては、2点目で、先ほど、第3次事業計画（案）ということで説明した資料の中に、干潟的環境の形成ということで、ここでも大量に土砂を持ってくるのか、ということで、その場合どこからもってくるのか、という御質問だと思いますが、これに関して事務局の方から回答をお願いします。

環境政策課：環境政策課の入江です。干潟的環境形成につきまして、具体的にという御要望でございますが、今のところまだ検討の前段階というような状況でございます。

まだ、どこから砂を、というようなことについては一切検討しておりません。そのような段階でございます。

小倉三番瀬担当部長：まだまだ検討の前段階ということで、具体的にどういう手法でどこにどの程度の規模のものを、ということがまだ全く決まっていない状況とのことで、御理解賜りたいと思います。他に御質問等ございますか。

参加者：習志野の牛野と申します。塩浜1丁目にある養貝場の検証を求めます。というのは、市川市行徳漁協と南行徳漁協がその地先に養貝場を造成しました。現在、市川地区漁場改善事業にかかわる貸付金の返済を求める裁判が行われています。原告は企業庁、被告は信漁連です。6月28日に証人尋問がありまして、被告側の証人が、養貝場について、最初のうちはアサリが定着して潮干狩りも盛況だった、しかし、青潮が発生してアサリが全滅になった、そういうことを証言しました。要するに人工干潟は失敗した、ということです。この話は法廷での証言なので、重さがあると思います。ところが、三番瀬円卓会議や再生会議では一度もこういった議論がされていません。ぜひ検証してほしいと思います。県は市川市塩浜2丁目地先で人工干潟造成を目指すとしていますけれども、人工干潟養貝場をきちんと検証しないで人工干潟をまたやると失敗を繰り返す、そういうことになるので、ぜひ検証することを求めます。以上です。

小倉三番瀬担当部長：ただいまの牛野様の御意見ですけれども、塩浜1丁目の養貝場をまずは造成して、アサリの定着や成長の状況を確認していったけれども、青潮で全滅した。そういったことは裁判で明らかになっているということで、養貝場の経過の検証をせずに現在三番瀬再生計画でうたっている人工干潟、これをやると同じように失敗するのではないかと。しっかりした、塩浜1丁目の養貝場における事業の検証をするべきと思うがどうか、という御質問と考えてよろしいですか。はい。県の方でお願いします。

環境政策課：環境政策課の入江です。先ほど申し上げましたように、干潟的環境の形成につきましては検討の前段階というところでございます。実際にこれを進めるという方向が出まして、そういう形になってきましたら、専門家会議等で、専門家の方から環境、あるいは漁業に与える影響、そういったものに対する科学的な知見を得ながら進めていくということになってまいります。今おっしゃられた養貝場につきましても、その結果はひとつの知見ということになってくると思いますので、そうしたことは検討の材料として考えていくことになるかと思っております。以上です。

小倉三番瀬担当部長：ただいまお答えがあったように、干潟の再生についてはまだ具体的な

ものは何もないという状況でございます。検討の前段階にある計画でして、こと細かに干潟の再生について具体的な造成の方法とかを検討に入る場合にはですね、先ほどあったような養貝場の造成、それから経緯ですね、これも十分科学的な知見の一つとなるので、検討の対象になりえるという説明だったと思います。現時点ではこれが精いっぱい回答になると思いますので、御了解いただきたいと思います。

ではほかに・・・お願いします。

参加者：船橋漁業協同組合の滝口です。先ほど、23年度と24年度、23年度は市川航路の浚渫土を覆砂したと。24年度は山砂を覆砂して、試験を行った結果はどうだったでしょうか。

小倉三番瀬担当部長：平成23年度の市川航路の浚渫土を覆砂した件、24年度の君津の山砂を覆砂した件について、その結果はどうだったのかという御質問でございます。お願いします。

漁業資源課：漁業資源課の大和です。23年度の市川航路の浚渫土、それと24年度の山砂ということで比較をしたんですが、いずれも覆砂したことによって貝類の発生は認められ、どちらがより多かったかという観点では、山砂の方が効果としてはいい結果が得られた、しかし残念ながら、その後、24年につきましては、9月から確か10月位にかけて発生した青潮の影響がありまして、多くの貝が死滅してしまったんですが、覆砂した場所の縁辺部では、ある程度の生き残りも見られたという事で、漁場改善としては、一定の機能が果たせているのではないかと考えております。引き続き、25年度もモニタリングをして漁場改善をした漁場のその後の経過について把握していきたいと考えております。以上です。

小倉三番瀬担当部長：はい、引き続きお願いします。

参加者：そうすると、干潟をつくったり、覆砂をするっていうのは、漁場の改善に効果的だっていう事で、とらえてよろしいんだと思うんですけども、先ほどの市川先生の講演の中でも、干潟をつくる、浅場をつくるっていうのは環境の回復には役立つというお話がありました。今までもミーティングの中で、砂の供給っていうものが、漁場の改善、干潟の改善、干潟に棲む生き物たちの資源の回復にも繋がると言う話がされてきていますんでね、これから是非とも、今は干潟の検証ということがありましたけれども、検証もいいですけども、どんどんどんどん色々な試験を重ねていっていただいて、もっとスピード感を持って、三番瀬の干潟の、三番瀬の漁場の改善を行っていただきたいと思います。それともう一つ市川先生にお伺いしたいん

ですけれども、三番瀬と言われている干潟の中に、市川航路と言う航路がありますけれども、あの航路の影響っていうのはどうですかね。あれがあることによって、干潟の能力っていうのは、半減されているような気がするんですけれども、もし市川航路が無ければもう少し干潟としての能力を発揮できるのかなと思うんですけど、そこら辺をお伺いしたいです。

市川講師：市川航路が周りの干潟にどのくらい影響を与えているのかといった科学的なデータを私は見たことがありませんのではっきりとお答えができませんが、先ほども言いましたとおり、海はつながっていますし、三番瀬も東京湾という大きなシステムの中の一部ですので、例えば青潮の問題についても、三番瀬で発生しているわけではなく三番瀬が他の所とつながっている、だからそういう事例が起こるわけですね。それから例えば三番瀬でアサリを撒いています。なかなかアサリは増えませんが、三番瀬でも再生産（産卵）をするアサリもいるわけです。当然、他にも同じように種場があって、そこから流れてきたものが定着して増えていくことがあります。お答えにはなっていないかもしれませんが、一部だけの影響ということではなく、もう少し広い目で考えていく必要があると思います。それから、覆砂とか浅場をつくるということについても、効果があるという結果は出ていると思います。ですが、どこにつくっても効果がある訳ではなくて、やっぱり効果がある場所と無い場所がある。もともと浅場があった場所につくれば効果があるかもしれませんが、全然関係ないところにつくったらどうか、ということは先ほどから出ているようにきちんと検証していかなければいけないと思います。それから、たくさん研究をしてデータが出てると皆さん思っているかもしれませんが、自然相手のことですので、本当に分かっていること、出ているデータと言うのはまだわずかです。これからもっと多くの研究データを積み重ねていかなければいけないと思います。

小倉三番瀬担当部長：続きまして、最初の御質問については、お話しにつきましては、干潟、覆砂の関係ですね。それについては、是非どんどん実験を続けていってスピード感を持って対応してもらいたいと県に対する要望と言う事で受け止めさせていただきますので。ただいま市川先生の回答に対する再質問。どうぞ。

参加者：先生にもう一つお伺いしたいんですけれども、東京湾で私は漁業を20年やってきましたけれども、この20年間ね、急激な変化があったなど。ここ十数年とれてきた魚がですね、先ほどお話の中でありましたけれども、うちの三番瀬、北部漁場でみますと、カレイが獲れなくなったり、今まで獲れていた魚がどんどん獲れなくなっているんです。皆さん「東京湾は豊かな海だ。」とおっしゃるんですけど、全然豊かな海には感じないんだよね。それで、やはり貧酸素水塊の影響が東京湾の

漁業資源に、ものすごい悪い影響を与えているのかなど。この問題を解決しなければ、東京湾の再生はなかなか難しいのかな。東京湾は2つに分かれていますけれども、内湾も横断道を境に、2つに分かれているような気がするんです。貧酸素の問題は汚泥等有害なものを浚渫して排除するか、穴を埋めるしかないのかなど思っているんですけれども、他に貧酸素水塊を改善するのにどういう方法があるのか教えていただきたい。

市川講師：非常に難しい問題だと思います。東京湾の海底に溜まっている泥を全部除けばそれなりに効果はあると思うのですが、それを取り除くのは現実的ではありません。

あとは、河川の流量を増やすなど、東京湾の中の水の循環を良くすることでしょうか。東京湾は外洋水もかなり入ってきていまして、黒潮の離接岸、つまり黒潮が岸に近づいたり離れたりとすると、その影響で外洋水が入る時期もあるし、そうじゃない時期もあるわけです。なので、人間の力で解決できることそうでないことがあります。東京湾も周りが人工的なものになっているとはいえ、外の自然な海と繋がっています。海というのは短期の変動はもちろん、大きな周期、例えば10年とか20年といったスケールでも変動しています。確かにおっしゃられているように2000年代以降、湾の中の魚種の状況も変わってきていますし、獲れる魚種、獲れない魚種がかなり大きく変わっているのも事実だと思います。一方で東京湾だけではなく伊勢・三河湾も同じような状況が続いています。2000年代に入ってやっぱり同じような魚種、例えばシャコでもアナゴでも、全国同じように減ってきている。確かに東京湾固有の問題もあるかもしれないけれども、もっと大きな目を見たとき、地球全体とか、あるいは黒潮の影響とか、そういうところの影響も受けている可能性もあります。ですから、今ここで、これをやればというのはなかなか言えませんが、そういう巨視的な目で見ていただきたいのという点が一つ。それから、先ほど言いましたように小さな努力も大切だと思います。自然が変わるのは短時間で変わってしまいますけれども、なかなか元に戻す、或いは回復するのは時間と手間がかかるわけです。なので、今は少しの努力しかできないし、短期間で変えることは難しいかもしれません。福島原発みたいに国がという話になれば別なんでしょうけれども、やっぱりやらないよりはやっていくことによって、少しずつ改善をしていく事実もありますので、こういう積み重ねが大事なんじゃないかと思います。それから、私は水産の立場ですが、湾全体の中で国土交通省や他の省庁の管轄部分が非常に多いわけです。そういう中、省庁間で協力をしてやっていくとか、東京湾全体でフォーラムをつくってやっていくといった活動が必要だと思います。今日、ここに古川先生がいらっしゃいますけれども、古川先生みたいな方が中心になって色々なところの方を呼び込んで、どうしていったらいいかということもやっていますので、そうした取り組みの中で改善していくこともあるかと思っています。

小倉三番瀬担当部長：それでは今の市川先生からも御説明があったように、貧酸素水塊の影響をですね、除していくためには、実行できるものか出来ないものか、自然の力を借りないといけないもの、そういったこととか時間的なスケールで言えば、短期長期いずれも両方を見ながら小さな努力を積み重ねていく、或いは地域全体で対応していく必要がある。といった主旨の御回答かと思っておりますので、また他に質問を希望されている方がいらっしゃいますので、この件に関しては以上で質問の方を閉めさせていただきます。引き続きまして、御質問を。はい。

参加者：浦安の織内と申します。前回、7月29日ですね、ミーティングを浦安でやっておりますが、その時に担当の部長さんがですね、中岡さんだと思いますけれども、この席上、例の制度保全、ラムサール条約とか県の条例とか、いうことについてですね、再生保全の手段については、特にラムサールについてですね、今期中にですね、来年の3月までに何らかの明快な回答をするというふうなことをおっしゃって、次の日の新聞にも、朝日と千葉日報と3紙くらい出ております。そういうことなんで、替われちゃったんですから、この約束は引き継がれているかどうかわからないんですけども、その点引き継いでおられれば、具体的にどのように考えているか、これが1つですね。それから今お話し出ましたように、滝口さんですか、三番瀬もどんどん悪くなっている、そういうことになるとやっぱり再生の話の前に、悪くならないような保全が重要ではないかと思うんですけども、そういうことで保全はやっぱり条例とかそういうことで、まず止めないと病気を。それから、良くするとかいうことになると思うんで、是非お願いします。次の質問はですね、保全の条例、特にラムサールとかこの辺については、もう10年間かけているわけですよ、前知事から。市川市さんが特に漁業の関係も含めて、親しめる海にしようとする人工干潟のようなお話が出ていると思いますけれども、この辺については特に今年の3月頃に私ども環境団体の一部お邪魔しましてですね、水産課の方とですね、自然保護課の方が、漁業組合さんが特に、漁業は大変難しいものですから、特に保全の条例やラムサール条例についてですね、誤解があるのではないかと、まず保全をやると言う感じが我々はするんですけども、再生を先にやってそれからラムサール条約というお話しになっていると、この会議もいずれも再生保全となっているわけですけども、保全再生の順序でやる必要があるんで、止めるという点においては制度保全が非常に必要なんではないか。まず。そうでないとどんどん悪くなってしまうのではないかと心配しています。この件については、市川市さんと行徳支所とか漁業組合さんなんか、基本的にはラムサール条約反対じゃないんだけど、まず再生が先であると、親しめる海が先であると、こういうようなことをおっしゃっているんで、その辺については県の方としては何回か懇談をされていると思うん

です。私ども今年の3月にも、特に水産課の方と御一緒に話をさせていただければと思うんですけども、この辺いかがでしょうかと、その進展状況とかですね。今後の予定等ですね。残念ながら今回の反省の所では、ここに進展しておらないということがズバリ書いてある。これは10年近くずっとそのとおりに続いているんでね、是非その点は、2点ですね、市川市さんとお打合せと、それから中岡さんがおっしゃった「何とかする。」というお話し、これをどういうふうにするか。以上です。

小倉三番瀬担当部長：2点御質問いただきました。1点目は今年の3月ですか、浦安でやった時のミーティングの中で、ラムサール条約の登録について、今期の事業計画の中で何らかの明確な方向付けをするというような主旨の回答をもらったんですけども、具体的にはどういった状況にあるのかということ。その辺のお答えをもらいたいという主旨の御質問が1点目でした。2点目の御質問が、保全条例、保全が先か再生が先かの御意見の中でですね、条例も含めて市川市、漁協さんですね、県の方がいろいろ協議をしているようだけれども、なかなかそれも進まない、その辺具体的にどんな風な進展があるのか、それはつまり何が障害になっているのかとか、あるいはそれを今後どう進めていくのかと言うようなことに対して、県の考え方を聴きたい、そういうご主旨でよろしいですか。

では、まず1点目はですねラムサール条約の登録に関して、現在の事業計画の中で、期間中にですね、何らかの一定の方向付けをするという主旨の回答を県の方からしたわけですが、それに対して、県の方における現時点での状況を出来るだけ御説明していただければと思います。

自然保護課：自然保護課自然環境企画室の神部と申します。よろしく申し上げます。まず、一点目の御質問ですけども、今回お配りした資料、23年度から25年度を計画期間とする新事業計画では、「地元関係者との合意のもとでラムサール条約への登録に向けて、地元関係者との調整を進めます。」としております。今年度が最終年度となっておりますが、現時点におきましては、まだ地元関係者との合意が得られておりません。今後、地元関係者と意見を重ねて、登録に向けて検討して調整に努めてまいりたいと考えております。以上です。

小倉三番瀬担当部長：今、一点目の御質問に対して、担当課から、関係者と協議を進めているが、まだ合意に至っていない、今後も登録に向けて協議を進めていきたい、という趣旨の発言がございましたが、この質問に関して更に御質問、御確認したい点はございますか。

参加者：今の御説明はですね、さんざん私どもはここ10年位聞いているわけです。今回

こそ、中岡部長がお話しされたので、何か進むのではないかと期待して、新聞等にも出たんですけれどもね。また、同じ回答をいただいて、ここにも書いてありますけれど、案としてですね、新事業計画のですね。これは何も進んでいない。まあ、実際には何かやっているのかもしれないが、その辺を是非お伺いしたい。そういうことで市川市さんとか漁業組合さんとの打合せとかどのような風にやっておられて、これからどうされるかということが次の質問です。

小倉三番瀬担当部長：それでは、その続きというか、関係することとしまして、市川市さんや漁協さんとのいろいろな協議の内容、進展状況、この辺のことを具体的に御説明いただくと。あるいは今後の予定などを含めてお答えできるものがあれば、是非それをお答えいただきたいと思います。

自然保護課：自然保護課の神部です。お手元の資料59ページを御覧いただきたいのですが、この実施結果ということで、この23年度から25年度の3年間の実施状況、漁業関係者等、地元関係者との意見交換を行いましたということで、平成23年度3回、船橋市漁協1回、市川市行徳漁協1回、南行徳漁協1回、平成24年度5回、船橋市漁協1回、市川市行徳漁協1回、南行徳漁協2回、市川市1回、今年度7回、これはこれからの予定になりますが、三漁協さんそれぞれ1回と地元4市さんそれぞれ1回意見交換等行っていきたいと思っております。これまでの結果ですけれども、まず三漁協さんからは、ラムサール条約への登録については反対というわけではなく、漁場の再生が優先である。漁場の再生を優先させていただきたいという御意見をいただいております。また、市川市さんからはラムサール条約への登録には反対ということではない。それに先だって、その前に、市民が親しめる海辺とするための干潟化、もう一つは覆砂による漁場環境の改善を行ってほしいという御意見をいただいております。以上です。

小倉三番瀬担当部長：ただいまの回答については、それはもうさんざん聞いているというような内容だと思うのですが、いずれにしても、関係のそういう機関が合意をしてこそ登録ができる、進むと考えておりますので、県もこれを放置しているとか、そういう状況ではありません。是非とも、現在の再生計画の中でこれを目指すとなっておりますから、ただし、関係者との十分な協議が必要だと考えておりますので、一定程度の必要な時間については御理解を賜りたいと。ただ、いずれにしても今後とも登録に向けて、県も一生懸命協議を進めていくということで御理解を賜りたいと思います。

参加者：たびたび恐れ入ります。実は、生物多様性の国家戦略がありますね、名古屋ター

ゲットと。これは海域についての保全地域を現在の1パーセントから2020年までに10パーセントにしようとする国が約束したわけですよ、日本が主導してですね。千葉県はその戦略では相当進んでいるということなんですけれど、いろいろ生物多様性のことをやっているのですが、三番瀬についてはそれがさっぱり見えてこない。三番瀬だけ別なのではないかと思われるんですけども。市川市も県の戦略に沿って、国家戦略、千葉県戦略、市川市戦略も最近作られたようですね。ということなんですけれど、どうも生物多様性のことと三番瀬は関係ないのではないかと何か誤解されているというか、そういう意味では非常に重要なのではないかと思うのですが、保全地域ということでは。ということで一言余計ですけど。

小倉三番瀬担当部長：今お話があったように、国家戦略では、生物多様性の問題ですか、1パーセントから10パーセントへというようなお話を踏まえて、三番瀬は無関係ではないと。その辺を踏まえてしっかりと対応してくれという御要望として受け止めさせていただきたいと思います。続きまして他に御質問は。

参加者：江戸川区の今関と申します。今日配布されました千葉県三番瀬再生計画（新事業計画）評価（案）について、27ページにですね、干潟・浅海域、干潟的環境（干出域等）の形成、拡大等というのがございます。これが一応、部分達成となっているのですが、お伺いしたいのは、このところで試験調査を実施しております。それはどのような内容のことをやったかというのが1つ、そして2つ目は試験調査について今回検証・評価しているわけですけども、その結果をどういう風に捉えているかということが1つ、それからもう1つは試験調査の結果はどのようなことかということが3つ目、そして最後に、全体として部分的に達成されたとなっておりますけれども、ここで書いてある説明の中で部分的にというのはどこが該当するのか。以上、教えていただきたいと思います。

小倉三番瀬担当部長：ただいま今関様からの御質問ですね、現在の新事業計画の評価（案）の27ページの干潟・浅海域のところですね、干潟的環境の形成等について試験を実施したけれども、それについての御質問だったかと思いますが、まず1つは試験調査はどのような内容だったのか、それから検証・評価はどのように捉えているのか、どのような内容だったのか、それと結果として、事業の評価として部分的に達成されたという評価になっているが部分的の具体的な意味、どこが部分的だったのかという御質問の趣旨だと思うのですが、まとめてでも結構ですからそれについてお答えいただきたいと思います。

環境政策課：環境政策課の入江です。22年度と23年度に行いました実証実験では、塩

浜2丁目の護岸前面約10mの地点、この辺りはだいたいAP-0、4m程度のところですが、ここに27立方メートルの砂を使って直径約6m、高さ約1mのマウンドを作って、砂の移動ですとか、そこへの生物の加入状況の検証をいたしました。実験の結果、そのマウンドの頂上の地盤高は維持されませんで干出域というのも残りませんでした。一方、目視確認ではハゼ類や生物の巣穴がそこに確認され、あるいは採泥調査では東京湾奥の一般的な生物が確認されたということです。こうした結果から、順応的管理をすることで自然が回復する範囲内で行うことが可能ではないか、あるいは生物相が回復定着すれば、それによって水質浄化が進むこと、あるいは干出域が長期間形成するようになれば干出域に生息する種の回復が期待できるといったことが、これは結論というよりも推察されるというレベルにとどまるのですが、そういったことが確認されたという状況でございます。この評価において部分的に達成されたということ、この評価というのは新事業計画の中での目標に対する評価ということになるのですが、干潟的環境を形成していくという中で、こういう実験をして1つの検証結果が出たということは、十分な結果がでたとは言えずとも、部分的には達成された範囲内であろうということで、ここに評価とさせていただいたものでございます。以上でございます。

小倉三番瀬担当部長：ただいま事務局から試験の具体的内容ですとか、その試験の結果、得られた調査結果、それに対する評価を御説明申し上げました。それと、部分的に達成されたという意味合いについても、検証結果が出たことがひとつの、少なくとも3か年の目標である干潟的環境の拡大、それから多様な環境の回復という目標に対してすべてをクリアしているわけではないのですが、試験の結果として検証の結果を得ることができたということで部分的に達成されたという整理をさせていただいたという趣旨の御説明がありました。その内容でよろしゅうございますでしょうか。御質問どうぞ。

参加者：今結果をいただきまして、ひとつの方向がつかめたと。まあ、可能性ということではつかめたとということで評価を出されました。日にちは忘れましたが、再生会議ですね、大西会長が干潟的環境の形成の課題のところ議論しているなかで、県の説明がアサリなどの繁殖など生物の状況を説明されるなかで、この課題というのは砂の投入とか、その結果がどういうふうになっていくかと、そういうことが課題であったと。それがほとんど進んでいないので、今後はもう、こういうことは継続しなくてもいいのではないかとというふうに集約されていったかのように記憶しております。そういう点からみると、今の成果という点から食い違いますが、どのようになっていますか。

小倉三番瀬担当部長：今、大西会長からの御指摘と先ほどの県の答弁が大分認識にずれがあるというか、食い違っているのではないかというような趣旨の御発言だったと思いますけれども、それに対して、はい。

環境政策課：環境政策課、入江です。当初、専門家会議の説明のなかで、例えば砂が護岸寄りに移動することが可能性があるというような表現があったのが、そこまでは言えないのではないかと、これを言うには材料として不足なのではないかと、そういった御指摘もございまして、最終的に今申し上げましたような、こうした可能性が推察されたというような表現で最終的に確認されたものと我々としては理解しております。

参加者：今の話で、再生会議の後の専門家会議における会長とのやりとりのなかでそういうふうになったということで、つまり、再生会議のことはその後変わってきたということなのでしょう。そういうふうには聞こえてないと思いますけれどもどういうふうになっていますか。

小倉三番瀬担当部長：少なくとも、先ほど担当室から御説明申し上げた、推察されるという表現に直すまでの経過については、私もそういうことで聞いております。ですから何というのでしょうか、再生会議における議論が完全に方向が変わってしまったとか、そういう意味での捉え方はしていないのですが、補足するようなことはありますか。

環境政策課：環境政策課、入江です。大西会長からの指摘もございまして、先ほど申し上げましたように、頂上付近の地盤高は維持されず、干出域も残らなかったということは明確に評価のなかで入れるべきということで、それを評価のひとつとして明示させていただいたということでございます。

小倉三番瀬担当部長：今、担当室長から御説明申し上げたのが私も承知しております、これまでの経緯でございまして、時間の関係もございましてこの点については、この辺で議論を収束させていただきたいと思っております。他に御質問は。

参加者：一つは、震災後浦安の三番瀬側の護岸を直していただいたのは分かっているんですが、日の出側の護岸が本当に安全なのかどうか、検証がなされたのかどうかをお伺いしたいと思います。それが1点。もうひとつは、塩浜2丁目の200m区間についてですけれども、生物多様性とか海と陸との連続性とか湿地再生とか、できるだけ三番瀬の再生に寄与するような形にしてほしいと思っています。よく考えてみると技術的にもっとやりようがあるんで。例えば今の護岸を後ろに回してしまうと。手前を空けておいて、陸になる部分が少ないので緩やかな干潟、干出域を作っていくと、そうい

う方法があると思いますので、2案だけで、直線のほうがいいんだ、ということはちょっと当たらないと思っているので検討し直していただきたいというのが要望です。どうしてかっていうと、900mと、こちらの200mが同じ構造になると多様性が確保されませんし、干出域が作れないと。

市川市に砂を積んでいただいて実験したのがあると思います。護岸の角に。あそこは非常にいい状態になっています。どうして砂が流れないかという、窪んでいるからですね。だったら直線にしないでちゃんと窪ませて、そこにきちっと干出域を作っていくという方法を、この護岸の中できちっと検討していただきたい。それをモニタリングしながら、それが環境学習の場になると思いますので、そういったことをきちっと計画していただきたいと思います。技術的に直線しか駄目よ、という結論だけではなく、技術的に検討しなくてはいけないことがまだたくさんあると思いますので再検討をお願いします。

小倉三番瀬担当部長：それでは御質問が1点と御要望が1点ということでお伺いました。まずは最初の御質問の、日の出護岸の話について事務局の方から回答できることがありますか。

河川整備課：河川整備課の水垣でございます。日の出護岸の地震時の検討ということですが、作った当時は当時の技術基準でいえば耐震性は確保されていることは確認されています。ただその後基準が変わっていますので、その基準が当時の基準とは合わないもので、それは不明です。

それから200m区間のところ、直線案ではなくて、という話でございますが海岸を管理する者としては、やはり直線案で背後の地盤、地面を守ってですね、それからそれぞれの事業主体、市川市とか環境生活部とかですね、それとあわせて自然環境について検討を進めていきたいと考えております。

小倉三番瀬担当部長：あの、時間の関係もありますので、最後の質問にしたいと思います。

(参加者：時間の関係とおっしゃいますけれども、10分割り込んだんですね。)

小倉三番瀬担当部長：その辺も勘案して。

参加者：お願いします。浦安の護岸の安全性の問題ですので、ぜひボーリング調査をやってでも今の護岸が安全なのかどうか早急にやってもらいたいと思います。後の話については、後ほど事務局のほうと話をしますので、よろしく願いいたします。

小倉三番瀬担当部長：200m区間の関係ですけれども、河川整備課の考えは今のお話の通りですが、そういう御意見があったということは伺っておきたいと思います。

続きまして、はい。

(参加者) すいません、私最初からずっと手を挙げてるんですけど。

小倉三番瀬担当部長：進行に不手際がありましたらすみません。先にこちらの方でその後で、お願いします。

参加者：県に検討してほしいんですけども、今日の課題、江戸前の魚は今というお話がありました。その中でもね、東京湾の漁業の再生はいろいろな課題があり大変だという話を聴きました。ラムサール条約の登録についてはですね、県はほとんど達成されていなく入ってるんですね。これはずっと前からそうなんです。このなかで、現状と課題という中ではラムサール条約登録実現に向け関係者の合意が必要である、それからもうひとつ対策として方向性として、引き続き地元関係者の意見を聴きながら関係部局と一体となって取り組んでいきたいと述べてるんですね。

今日の講演にもあったんですけど、漁業者の方も積極的に発言されてますけど、東京湾の江戸前の漁業の復活というのは僕達も大いに賛成なんですね。実現したいんですよ。そのためには、こういった合意の形成と、関係者の意見の交換が必要だと思うので、県に対して、僕はラムサール条約登録と漁業の振興は矛盾しないと思っています。条約の主旨からいってもそうなんです。特に生物多様性条約では近海の海域の保全については世界的に10%になるので、そういう意味では生物多様性の保全と漁業の振興は矛盾しないと思うんで、そのあたり広く漁業者、研究者、市民の意見を総合的に聴いて県の見解も含めてそういうシンポジウムとかの形をとって、ぜひ、意見の合意の形成を促進してほしいと、強く要望します。

小倉三番瀬担当部長：失礼ですがお名前を、すみません。

参加者：私は市川市の立花です。

小倉三番瀬担当部長：ただいまラムサール条約に対する関係機関との合意、漁業の回復と干潟の再生、これは全く矛盾しないと、関係機関が一致団結してスピード感をもってあたってほしいと強い要望があったということで受け止めさせていただきます。では続きまして、どうぞ。

参加者：小野と申します。市川先生にまずお尋ねしたいんですけども、明日から台風が来

るらしいんですけども、江戸川の堰ですね、満杯になると流しちゃって、真水が三番瀬に流れてきてしまってアサリがやられてしまうのですが、先生はどういうふうに考えますか。

市川委員：確かに淡水が直接来るとその影響を受ける生物はたくさんいると思います。ただいまの堰がいいとか悪いとか、そういう問題ではなくて、かつては当然そういう状況があったわけです。今は三番瀬というごく狭いエリアしか残っていないのですごく影響が大きいと思うんですけども、もし周囲にそういう影響を受けない地域が残っていたら、おそらく、もし台風が来たとしても周りからの入り込みも早いでしょうし、回復も早い。ですので、今は堰が確かにそこにあり、現状では淡水が入れば魚の生育に影響を受けると思うんですけども、調べてないので分かりませんが、県の方はデータを持っていると思うんですが、先ほど申しましたように、三番瀬も東京湾という大きな生態系の中の一部ですので、ほかのところで回復ができるような状況が残っていれば、もしその場に被害があったとしてもすぐ戻ってくると。自然の回復は非常に大きいと思いますし、毎年毎年同じ状況が続くわけではないですよ。今、地球全体で温暖化ということが言われていますけれども、例えば今年は確かに暑いですけども台風はあまり来ない。去年は暑かったけど台風が来た。年によって状況も違いますので、一概にそこだけでいい悪いというのではなくて、もっと広いところでうまく調整しながら、確かに水の問題は深刻ですけども、多分、何らかの解決策があるのではないかと思います。以上です。

参加者：あれは人工物ですから自然災害といえるかどうかというのはなかなか意見の分かれるところだと思うんですが、被害に対して県の関係部署の方はどのような対応をしているのかな、というのを聴きたかったんですけども。

小倉三番瀬担当部長：県の方で、被害に対する対応について回答していただけますか。

環境政策課：環境政策課の入江です。被害の対応というのが賠償のことをおっしゃっているのかどうか分からないのですが、このミーティングでも何度もお答えさせていただいていますけれども、江戸川放水路からの出水というのは、河川の沿線にお住まいの方々、周辺住民の生命財産を守るためということで国で管理運営されているものでございますので、これは、そうした視点で行われていることだということ御理解いただければと思います。以上です。

参加者：歯が立たないということですね。わかりました。もうひとつ質問したいのですが、先ほど、砂の話が出たのですが、砂というのはよくわからないのですが粒子の大きさ

とか形とかによって固くしまったり流れていったりしてしまうんですけど、先ほど24年度ですか、君津の砂をどこから持ってきたかわからない、忘れたということでしたが、その砂のデータは何もないのかな、という気がしたんです。これからやるものについても、どこの砂かわからないということですけども、やはり砂のデータというのはとても大切なんじゃないかと思うんですけども、そういうデータというのはそろえるつもりはあるんですか。

小倉三番瀬担当部長:時間の関係もありますので今の質問を最後にさせていただきたいのですが、今の砂のデータに関する御質問に対してお答えできる範囲で結構ですからお願いいたします。

漁業資源課:漁業資源課の大和と申します。先ほど、24年度に君津のほうから一般に市販されている砂を投入したと説明しましたが、産地の名称自体がはっきり思い出せないとお答えさせていただきました。砂についてはアサリ等の生息に適した砂ということで、一定のシルト分がありながら、ある程度の粒径もある、ということの評価して、そのうえで投入しています。今は手持ち資料がないということで、三番瀬漁場再生事業連絡協議会というホームページを御覧いただきますと、24年度実施の際の砂の情報であったり、またそこに貝類がついた、というような情報も詳細に報告してございます。情報開示しておりますのでよろしく申し上げます。

小倉三番瀬担当部長:県のホームページで情報を開示していますのでぜひそちらのほうを参考にしていただきたいということです。それでは最後の御質問とさせていただきます。女性の方、はい。

参加者:牛野と申します。前回、ラムサール条約と三番瀬の漁業資源ということで観光、ということ質問したのは私なんです。先ほど、ラムサールとしての資源としては潮干狩りもやっているのではないかと、ということですが、ラムサールは水鳥の条約でしょ、と言われましたが、そこはちょっと違っていると思います。今は水鳥だけではなくて、魚類も入るし昆虫も入るし、水っぽいところは全てラムサール登録するということが決まっています。先日、加賀へ行きました。片野鴨池です。あそこは坂網漁で、伝統文化で有名です。加賀市長は、観光面の博士なんですね。そのせいか、片野鴨池だけではなくて、近くの芝山潟もラムサールにして有名にすれば人が来て観光になる。それはやはり、観光とか、ラムサールということのを常に考えている方だからだと思います。そういう点では、千葉県は知事がそう考えていないのかな、すごく遅れていると私は思っています。ぜひ、知事にそうお伝え下さい。知事も観光ということに気を使えば加賀市と同じようなことになるのではないかと、思います。何回もすみません。

お願いします。

小倉三番瀬担当部長：観光とラムサール条約登録との関係ですね。先進事例で御紹介いただきました。決して、ラムサール条約登録と観光の関係について全く後ろ向きというか、そういう考えでやっているわけではありませんので、現状の説明としては冒頭に担当から説明したとおりですが、そのような先進事例も伺いましたので、そういうことも十分参考にしながら、観光も含めて、県の重要な施策の一つですから、一体として考えていきたいと思います。はい。

参加者：今までのお話を聞いているとラムサール条約を登録することが最も良いことだというふうに伺えるんですけども、一番近くのラムサール登録地、谷津干潟、その後、ラムサール登録した後どうなってるの。それをちょっとお伺いしたいと思います。

ラムサール登録した谷津干潟の環境がよくなってるのか、じゃあ観光地になっているのか、鳥が登録されている前より来ているのか、そこに貝が沸いているのか。どうもラムサールの登録をしたら良くなるみたいに言っているけれども、谷津干潟はどうなっているのか、それを聞きたいんです。

小倉三番瀬担当部長：谷津干潟がラムサール登録された後の状況について、それに対してお答えできるものはありますか。

自然保護課：自然保護課の竹重でございます。谷津干潟の状況について、御報告しますが、谷津干潟自体は、ラムサール登録、というよりも、登録した後、時期的に言えばそれ以降、鳥の数が減少していることが挙げられます。ただしこれについては、登録したことがマイナスになったということではなく、あわせて、環境省、習志野市、学識経験者による話し合いをもって改善について、市民も入れましてその対策を行っているところでございます。ただ、自然現象ですので、なかなか対策がうまくいっていない部分もあるかと思いますが、やっております。

小倉三番瀬担当部長：今、担当の方から谷津干潟の登録後の状況について、記憶の中にある範囲でお話しをさせていただいただけですから、これが全てというわけではございません。この点についてはいろいろ御意見があるでしょうし、また全てをこの場で皆様に御議論していただく時間もございません。この点については御理解を賜りたいと存じます。私の進行の勝手際で時間の方も超過してしまいましたが、ただいまをもちまして本日の意見交換の時間を終了させていただきたいと思います。最後になりますが、事務局から何かありますか。

環境政策課：特にありません。

小倉三番瀬担当部長：それではこの三番瀬ミーティングの開催方法、内容等につきまして御意見、御提案がございましたら別途事務局まで御意見をお寄せいただきたいと思います。また、次回の開催予定等が決まりましたら県ホームページ、県民だより、各チラシ、こういったことで再度お知らせをしたいと思っております。本日は様々な意見をお聴きすることができ、本当にありがとうございました。時間を超過してしまいましたが、本日の三番瀬ミーティングは、以上をもちまして終了させていただきたいと思っております。次回のミーティングにもぜひご参加いただきたいと思います。皆様ほんとに長時間ありがとうございました。